

ホップ・ステップ・ジャンプ教室とは

- * 様々な要因で学校に行けない子どもたちに対して心の居場所となり、基礎学力の補充や集団活動を通じて自己決定する力を高め、社会的自立に向けた支援をしています。
- * 個別の進度やニーズに応じた学習、自己肯定感を育むためのカウンセリング、陶芸や絵手紙づくりなどの体験的な活動やレクリエーションも行っています。

指導体制

- * 学習指導は教育指導員・講師が、カウンセリングは不登校相談スクールカウンセラーが担当します。

活動内容

- * 相談担当者が、子ども・保護者と面接を行い、子どもの状況に応じて通う曜日・時間等を決めていきます。

活動例

時間	活動内容
8:40～9:00	登校時間
9:00～9:15	1日の活動計画確認
9:15～10:05	1校時（教科の学習）
10:15～11:05	2校時（教科の学習）
11:15～12:05	3校時（教科の学習）
12:05～13:00	昼食・昼休み
13:00～13:50	4校時（教科の学習）
14:00～14:50	レクリエーション（スポーツ等）
14:50～15:05	1日の振り返り、まとめ
15:05～15:30	下校

- * 日常的な活動の他に、プログラミング教室、習字、絵手紙教室、陶芸教室、野外活動、社会体験教室などの体験学習があります。

通級できる日

- * 月曜日から金曜日までです。
- * 北区立学校の長期休業日（夏季・冬季・春季）は、休みとなります。なお、夏季休業中に、体験的な活動を行うことがあります。

活動できる時間

- * 午前9時から午後3時30分までを基本とします。
- * 午前・午後を通して出席する時には、お弁当を持参してください。

学校との連携

- * 通級した日数は学校長の判断に基づき、指導要録上、出席扱いにすることができます。
- * 活動の様子は月ごとに学校に伝えます。学校との連携を図り、子どもの学校復帰に向けて組織的に支援いたします。
- * 万が一、通級途中や教室内でけがをしたときには、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けることができます。

通級開始の手続き

- * 通級開始の手続きは以下のとおりです。

(1) 面談・見学申し込み

学校と相談したうえで、**教育総合相談センター（03-3908-1326）**に電話等で面談・見学の申し込みをします。
(ホップ・ステップ・ジャンプ教室では受付していません。)

(2) 面談・見学

教育総合相談センターの相談担当者が、子ども及び保護者と面談を行います。教室の見学も可能です。

(3) 通級検討

教育総合相談センターが、教室の通級開始手続きを進める対象であるかを検討し、結果を保護者と学校に報告いたします。

(4) 「適応指導教室体験・通級申請書」の提出

学校が保護者と確認しながら、「適応指導教室体験・通級申請書」を作成し、教育総合相談センターに提出します。

(5) 体験開始のオリエンテーション

ホップ・ステップ・ジャンプ教室の職員から保護者に連絡を行い、オリエンテーションを行う日程や体験開始の日程について相談します。

(6) 適応指導教室（ホップ・ステップ・ジャンプ教室）通級の決定

体験後に子どもの様子や保護者の願い、体験の様子等も踏まえて、教育委員会が通級の可否を決定します。

お願い

- * 上ばき（運動できるくつ）を用意してください。
- * 学習道具（教科書、ノート、筆記用具、等）は、毎日持参してください。
- * 通級途中の交通安全等には、十分気を付けてください。
(小学生は、保護者の送迎をお願いします。)
- * 中学生は在籍校の標準服を着用します。
- * 他の子どもの学習や生活の妨げになるような行為がある場合は、通級を停止することがあります。